

★フリーランス法が秋より施行されます

令和5年5月12日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下『フリーランス法』)が公布されました。

このフリーランス法が今年11月に施行されます。会員の皆様にもかかわる内容ですので概略をお伝えします。

フリーランス法とは?

個人がフリーランス(シルバー人材センター)として受諾した業務に安定的に従事できるよう、業務を委託する発注者(シルバー人材センター)に、仕事の内容(業務内容)や報酬額などを明示することが課せられます。

ポイント

現在、請負または委任の形態で就業している会員の皆さまは、このフリーランスに該当するため、法の保護を受けることになります。

シルバー人材センターは、このフリーランス法を順守するため、今秋以降、会員の皆さまが請け負った仕事の内容について、原則として[『Smile to Smile』](#)を通して皆様に明示する形へ順次移行していく予定(※)です。

(※)[『Smile to Smile』](#)に登録していれば、センターから委任(依頼)仕事の内容を会員の皆様がいつでも簡単にスマート等から確認することができます。

どうしても[『Smile to Smile』](#)での確認が難しい場合は、書面の郵送や手渡しとなります、時間や来所の手間かかる上、紛失くされることも考えられますので、早めの[『Smile to Smile』](#)の登録をお願いいたします。未登録の方には早いめの登録をお願いいたします。

なお登録方法などが分からぬ場合は、センターでお手伝いしておりますので、
お気軽にご利用ください

フリーランス法が施行されても、会員の皆様とセンターとの関係は変わりません
お仕事の内容や報酬のお支払いもこれまで通りですので、安心してお仕事についていただけます。